

注意事項

- 1 この届出書は、施術所を開設している施術者が届け出る場合、施術所の所在地を管轄する保健福祉センターを経由して、大阪市長あてに提出してください。大阪市内にお住まいで施術所に勤務している施術者が申請する場合、お住まいの区の保健福祉センターを経由して、大阪市長あてに提出してください。
- 2 この書類は、指定施術機関が休止又は廃止された場合に、速やかに提出してください。
- 3 この書類は、施術者一人につき1枚ずつ作成してください。また、一人の施術者が複数の施術を行っている場合は、施術ごとに1枚ずつ作成してください。
- 4 休止の場合は、再開後、速やかに再開届書を提出してください。

記載要領

- 1 標題の「施術の区分」は、該当する□にチェックしてください。
- 2 標題の「休止」・「廃止」の部分は、該当する□にチェックしてください。
- 3 「施術所名称」は、略称等を用いることなく、正式な名称（指定申請の際に記載した施術所名称）を記載してください。
- 4 指定施術機関の「所在地」は、施術所の所在地を記載してください。
- 5 「委託患者の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 6 「届出者（施術者）」は、当該指定申請を行う施術者の住所及び氏名を記載してください。
また、施術者が死亡等により、親族が届出を行う場合は、その方の氏名、開設者との続柄を記入してください。
「施術者連絡先」については、この書類の記入事項にかかる本市からの照会に対応する施術者本人の連絡先を記入してください。